

制 定：平成19年 3月 7日
一部改訂：平成19年 8月31日
羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会

山砂運搬計画（案）

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会の指導を踏まえ、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地整」と言う。）、羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路JV」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）は、相互に連携するとともに関係機関・関連団体との調整を図ることにより、安全かつ環境に配慮した山砂の運搬を実施する。

なお、本運搬計画は、実施段階における山砂運搬で得られた知見をもとに随時見直すことを前提とする。

1. 運搬方法について

(1) 運搬ルートの選定

- ・ 運搬ルートの選定に当たりルート踏査を行い、通学路や狹隘地区などダンプ走行による影響が懸念される箇所の確認を行う。また今後、問題が顕在化した場合も適宜ルートの再確認を行う。
- ・ 通学路、住宅地、狹隘地区および交通集中などの注意箇所については、ダンプ交通量の調整・分散化、一方通行規制、高速道路の利用等により対応することとする。
- ・ 交通事故・交通渋滞等により道路の通行が麻痺した場合の対策として予備ルートを設定する。予備ルートを利用する場合は、協議会が決定し山砂相談窓口を通じて関係機関へ連絡する。

(2) 山砂運搬ルールの確立

- ・ 山砂運搬の主体である協議会は、山砂運搬規則を策定し、各種法令・地域公害防止協定の遵守を徹底するとともに、安全教育等を実施する。
- ・ 運搬時間は、概ね6時から19時（積込開始を6時、積込終了を18時）とする。なお、日曜日は運搬を休止する。
- ・ 協議会は山砂採取事業者に対しダンプ積載量管理の徹底を指導する。
- ・ 上記の履行確認を随時行い、必要に応じて適切に山砂運搬ルールの見直しを行う。

2. 沿道対策について

(1) 交通安全対策

- ・ 選定した運搬ルートにおいて、ダンプ運転手からのヒアリングをもとに、要所への

- カーブミラー・安全看板の設置および見張員の配置等の安全対策を実施する。
- ・ 協議会は、ダンプカー協会主催による講習会（2回／年）、安全運転者の表彰等を実施する。
 - ・ 協議会は、日常的に交通安全パトロールを実施する。また、安全週間等の期間においては、集中的に合同パトロール（国土交通省およびJ Vが参加）を実施する。
 - ・ 協議会は、ダンプ運転手に対する高速道路利用に係る安全教育を実施する。

（2） 環境保全対策

- ・ 山砂の運搬にあたっては、運搬開始前の状況を勘案して環境基準等の遵守に努める。
- ・ 交通量の増加による沿道環境への影響を把握する目的で、ストック開始前1回、ストック期間中1回、本工事着手後（3ヶ月毎）を目処に交通量調査を実施する。本調査結果については、以後の運搬計画の基礎資料とする。
- ・ 特に、運搬ルートのうち住宅地や商業施設の密集する地域については、沿道の振動・騒音・粉塵についても併せて継続的にモニタリングを実施する。

（3） 問い合わせ情報処理

- ・ D滑走路J Vおよび協議会は、「羽田空港山砂相談窓口」を設置し、寄せられた問い合わせ情報に対し関連団体との連携を含め誠実かつ速やかに対応するよう努める。
- ・ D滑走路J Vおよび協議会は、問い合わせ情報処理規則を作成し対応に当たる。

（4） 地域社会への貢献

- ・ 沿道および岸壁の一斉清掃を実施する。
- ・ 緑化募金（千葉県へ納付し苗木の購入・植樹に充てる）を行う。
- ・ 重機による除雪作業（ボランティア）を行う。
- ・ その他社会活動へ参加する。

3. その他

- ・ 木更津港南部地区の山砂ストックヤード（港湾関連用地）については、港湾施設との一体的な利用を図ることとする。
- ・ 建設発生土の活用（山砂採取量の低減）について、受入基準に合致する公共建設発生土の有効利用を含め、山砂採取による環境負荷の低減に努める。
- ・ 山砂運搬の帰り荷で産業廃棄物を運搬しないよう運搬事業者を指導する。
- ・ 山砂採取事業者に対しては、砂利採取認可条件を確認しその遵守について適切に指導する。